

外国にルーツを持つ子どもの教育課題

—教員・児童生徒の視点から—

竹内 愛

キーワード

外国にルーツを持つ子ども 外国人児童 ニューカマー 学習支援 多文化共生

要旨

グローバル化により、日本の公立学校に外国にルーツを持つ子どもが多く就学するようになり、多国籍化・多民族化が進んでいる。外国人児童生徒への教育の課題は日々蓄積しており、学校教育における多文化共生教育の確立及び具体的な支援策の必要性が叫ばれている。文部科学省も外国人児童の教育を喫緊の課題と位置付け、様々な対応を提案しているが、その支援内容は、日本語指導教員の加配や、担当教員の研修、学校用の受け入れ手引きや教師用マニュアル作成、及び外国人児童生徒の日本語能力指導法研修等、学校側の受け入れ、及び児童生徒の指導支援体制をサポートすることを目的としたものが多い。本研究では、外国人児童の教育施策や支援の現状と現存する課題を明らかにし、多文化共生時代の学校教育の在り方について検討することを目的とする。まず、先行研究の概観により現存する課題を整理し、次に教育提供者である教員、および受け手である外国人児童生徒の双方の聞き取りから、外国にルーツを持つ子どもの教育支援の現状と課題を、当事者目線で具体的に検討した。今後の教育支援の在り方として、日本語力や日本文化への適合を目的とし、日本のルールに縛り付けるかのような現在の支援から、多様な文化や学習の在り方を認める必要性を示唆する。

1 はじめに

1.1 研究の背景

日本に定住就労する在留外国人が増加の一途を辿っているが、これら在留外国人のうち半数以上が永住・長期滞在が可能な資格を有し、日本国内で今後も長期的に暮らしていくことを希望している。法務省の在留外国人統計によると、2020年6月段階で日本国内に居住する在留外国人は約288万であり、これを入管法が改正され外国人増加が始まった1990年と比較すると、30年で約3倍の増加となっていることを意味する。

日本人児童に均一的なカリキュラムを提供してきた日本の学校が、外国人児童という未知の課題を抱えるようになったのは、1970年代に「中国残留孤児」の帰国が始まり、その

子どもたちが日本の学校に就学するようになったことがきっかけである。彼らは主として「日本人」として、日本の学校に適應することが期待された（佐藤, 2019）。ほぼ同時期にインドシナ難民の移民受け入れが始まり彼らも日本の学校に就学したが、中国帰国者の子ども同様に全体数としては少数であり、学校教育や社会の課題となるには至らなかった。

その後、1980年代のバブル景気の労働力不足を解消するため、1989年に出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の一部が改訂されたことが原因で、日本の学校の状況は一変する。1990年にこの改定が施行され、日系三世とその配偶者や子どもが就労制限の無い在留資格（定住資格）が与えられたことにより、家族と共にブラジルやペルーから来日した外国籍の子どもが急増した。これにより、日本の在留外国人の主役は、在日韓国朝鮮人や中国系といった「オールドカマー」から日系ブラジル人等南米出身者が中心の「ニューカマー」に移行していった¹。これらニューカマー達は、日本で一時的に出稼ぎをするために単身で来日することが想定されていたが、実際は家族全員で来日し、その子どもたちは日本の公立学校に就学することになる。

文部科学省は1991年に、初めて外国人児童の実態を把握するため「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」に着手し、その後も同調査を継続的に実施している。同調査の最新結果によると、2018年時点で日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、全国の公立小中高等学校、特別支援学校を合わせ、40,755人在籍していた。また近年では、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒の背景が多様化しており、外国籍を持つ児童だけではなく、帰国児童生徒や、日本国籍は有するが国際結婚家庭等の背景をもつ日本語指導が必要な生徒児童も約1万人おり、ここ10年で2倍増加している（文部科学省, 2020b）。

このような現状は、中央集権の画一的なカリキュラムを前提としていた日本の公教育に大きな課題を投げかけており、外国人児童生徒の教育に関しては、近年数多くの研究がなされている。上述の在日韓国朝鮮人や中国系居住者、加えて1970年代以降にやってきたインドシナ難民に関しては、言語統合や教育統合が完了、もしくは進みつつあることが分かっている（斉藤, 2012）。しかし一方で、1980年代のバブル経済出稼ぎのフィリピン系女性と日本人男性との国際結婚によって生まれた子ども達、そして1990年の入管法改正以降に急増した南米系ニューカマーの子ども達は、言語統合や教育統合が現在進行中で、近年の様々な研究により課題の所在が一部明らかにされつつあるが、未知の部分も多い。

1.2 本研究の目的

筆者は、ニューカマー外国人が集住する群馬県の南東部で勤務しており、校務の一環とし

¹ 古くから移民受け入れが進んでいた国々とは異なり、日本の場合は1980年代後半まで外国人の顕著な増加を経験していなかった。そのため、外国人のカテゴリーの特徴として「オールドカマー」と「ニューカマー」に区別される。「オールドカマー」は、一般に、第二次世界大戦前の植民地からの渡来者とその子孫と理解されており、特別永住者という在留資格を有する者とほぼ同義である。一方「ニューカマー」は、1980年代以降急増した国人ととらえられている（駒井 1996）。

て当該地域の公立学校の学校運営委員会を務めていることもあり、この地域を中心に教育・研究を進めてきた。また所属する大学には、地域柄外国ルーツの学生達が多数在籍しており、筆者が担当する異文化理解や多文化共生をテーマにした授業でも、外国ルーツの学生達の様々な学校体験について聞く機会がある。そのような経緯から、本研究では、外国人比率が高い県南東部において、公立学校の教員、外国にルーツを持つ大学生の複数視点から、多文化社会の教育現場の実情を、探索的に検討することを目的にする。調査対象に外国にルーツを持つ大学生を加えたのは、教育提供者と享受者の両方の視点を加えることで、より実情に合った情報を得ることが出来ると考えたためである²。

なお、本研究では「外国人児童」の他に「外国につながる子ども」という表現も頻出するが、それは文化的言語的に多様な背景をもつ子どもの事を意味する。すなわち「外国につながる子ども」には、外国籍を持つ子どものみならず、国籍に関わらず、父母の両方、もしくはそのどちらかが外国出身者である子どもや、日本国籍を有する子も含まれる。

2 外国人児童の教育的課題に関する先行研究の概観

近年、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化は顕著である。外国籍住民の移住形態が短期滞在（出稼ぎ）型から定住型へと変化するに伴い、国内の小中学校に在籍する外国人児童数も増加の一途を辿っている。また近年では、日本生まれで1度も国籍の国で暮らした経験がない子どもや、両親が日本以外の異なる国籍である子、日本国籍を保有しつつも日本語指導が必要な子ども等、外国につながる子どもの在り方も多様化、複雑化しており、均一的画一的であった日本の学校教育現場に新たな課題をもたらしている。これらの現状を踏まえ文部科学省は、外国人児童生徒教育を「中心的課題としてとらえられるべきであり、外国人児童生徒教育に携わる、全ての学校関係者がこれらの積極的な意義や効果を認識することが重要である」と明言した（文部科学省, 2016）。以下に、外国にルーツを持つ子どもの教育に関するこれまでの研究を概観し主な課題を整理する。

2.1 不就学・不登校の問題

外国人児童の教育課題についてまず最初に指摘されるべきは、日本に暮らす外国籍の者は、就学義務の対象外だとうことであろう。国籍を問わず、すべての外国にルーツを持つ子どもたちも日本の公立学校に通う道は開かれているが、国は外国籍の保護者には、就学年齢にある子どもに教育を受けさせる義務を課しておらず、就学義務の対象外に置いている。その結果、外国人児童の就学は、親の意思に委ねられ「不就学」になる可能性が日本人よりも高い。また、外国人児童生徒の受け入れ環境が整っていない学校の場合は、外国人児童生徒側が就学を諦めるケースもある。日本人であれば、就学通知を出して音沙汰が無ければ、学

² 小中高等学校に在籍する児童生徒へのインタビューは、コロナ禍で学校訪問が制限されているため行わず、代替として外国ルーツの大学生達にかつての自身の経験をについてインタビューを実施した。

校関係者が家庭訪問により状況確認をすることになっているが、外国人の場合は、就学案内時点で返答が無ければ、フォローアップがされないことが多い（佐久間, 2015）。この制度が原因で現実的に様々な問題が起きているが、1番の問題は、保護者が慣れない外国である日本で自ら就学手続きをしないかぎり、外国籍の子どもは不就学の状態に置かれてしまうということである。実際に、日本国内には就学年齢にも関わらず、学校に通っていない子どもが少なくない数実在している。2019年に、国が遅まきながら初めて外国籍の児童の就学状況を調査したところ、学齢期の外国籍児童のうち約6人に1人（18.1%）は学校に通っていなかったことが明らかになった（文部科学省, 2020a）。

2.2 外国につながる子どもの言語問題

文部科学省が、公立学校に在籍する児童生徒を対象に実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、調査開始の1991年度から最新の2018年までの間、日本語指導が必要な児童生徒は増加の一途をたどっている。ここ10年の推移を見ると、2010年、2012年に若干減少しているものの、その後は再び増加傾向に転じ、10年間で約1.5倍に増えている。母語別の在籍状況に見れば、ポルトガル語（10,404人）、中国語（9,712人）、フィリピン語（7,913人）、スペイン語（3,788人）と続く（文部科学省, 2020b）。さらに、日本語指導が必要なのは外国籍児童とは限らず、2003年度には日本語指導が必要な日本国籍の児童数に関する調査も公表されている。

さらに、日本語に触れる機会が無く就学を迎えた児童生徒の場合、もし日常会話を中心とする「生活言語」が習得できたとしても、それ以降の学習や知的活動を支える「学習言語」の習得が不十分で、学習についていけないケースも少なくない。母語と第二言語の習得がともに不十分で、双方の言語能力の発達を阻害している「ダブルリミテッド³」についても指摘されている（中島, 2007）。

このような問題を抱える児童生徒に対して、公立学校では2003年度より外国人児童生徒が多い学校への教員加配措置を行っている。ただ、加配教員の殆どは、児童の母語知識に乏しいのみならず、日本語教育や外国人向けの教科指導の専門知識も持ち得ておらず、コミュニケーションが上手く取れないケースが多くあることが指摘されている（吉田, 2008）。

2.3 母語教育の必要性

外国人の子どもの教育にあたっては、日本語だけではなく子どもの母語にも目を向ける必要性も近年指摘されている。世界的に見ても、日本は歴史上「ほぼ単一言語」という珍しい国である。そのため、複数言語話者にとっての母語教育の重要性がなかなか理解されにくい土壌であるが、複数言語をもつ子どもが言語形成期に母語を保持し発達させることによ

³ ダブルリミテッドとは、言語環境の影響で、2つの言語を話せるものの、どちらの言語も年齢相応のレベルに届かず、教科学習では困難を伴う状況を意味する。

り、言語能力や教科学習能力の伸長に好影響を及ぼすことが指摘されている（カミンズ, 2011）

近年になって、外国にルーツを持つ子どもの教育に関わる大きな法律がいくつか施行されたが、その1つは「日本語教育の推進に関する法律」である。この法律の基本理念は「日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない」とあり、日本語を一方向的に押し付ける考えから一線を画すものとなっている。外国人児童の母文化を尊重し、母語と日本語の両言語を高めるような新しい教育体制が求められていると言えよう。

2.4 高校進学への壁

外国籍の保護者は、低収入、不安定な雇用、長時間労働、移転を繰り返す等、様々な生活上の問題を抱えており、子の就学に支障をきたすことも多い。加えて、日本の高校受験に馴染みのない外国人家庭では、高校まで進学する生徒の割合は日本人に比べて低いことが指摘されている。少し古い2012年のデータにはなるが、外国人集住都市会議⁴が行った調査によると、会議に加盟している都市で公立中学校を卒業した外国籍生徒の高校進学率は78.9%に留まっており、国全体の高校進学率が98%であるのと比べると、低い数値だということが分かる（外国人集住都市会議, 2012）。このことから、長期滞在を選択する外国人が増加する中、第二世代の進学ニーズも増えてはいるものの、現実としてはそのハードルは高いことが伺える。さらに、同調査によると高校進学者の約3割は定時制や通信制への進学であり、また半数弱は通常の高校授業に付いて行ける日本語力を有していないとされる。

高校に入学をしても、現時点ではまだ、多くの高校では海外ルーツの生徒たちへの支援がきちんと整っておらず、上述の通り、言葉の壁やより高度になる学習内容についていくことが難しくなってしまうことも少なくない。文部科学省（2020b）が行った調査によると、高校に通う日本語があまり得意でない生徒の中途退学率は9.6%に上っており、これは、一般高校生の7倍以上の数となっており、せっかく高校に進学しても、卒業への道への障壁が厳しいことを表している。

2.5 自治体任せの支援体制

上述のように、現在の国の規定では、外国籍者は「就学義務の対象外」と扱っているため、全国の教育委員会および自治体の約9割が、外国籍児童の教育に関わる業務を「職務」として位置付けていなかった（小島, 2021）。すなわち、殆どの自治体では、外国籍児童の教育に関する業務は「担当者しだい・任せ」になっているということである。

⁴ 浜松市をはじめとする、1990年代以降に外国人住民が増加した自治体や関係団体で構成されている。年に1度、全国大会が開催され、各地の取り組みや施策に関する情報共有がなされている。

この30年間、ニューカマーたちが集住する自治体や学校では、様々な取り組みが行われてきたが、それは国が方策も無いままに放置した結果の自助努力だとも言える。例えば文部科学省は、日本語指導を必要とする児童生徒を対象とした別教室での日本語の「取り出し授業」を単位への参入と共に認めているが、実施するかどうかの判断や実施方法は各学校の校長に委ねられている。このような日本の現場任せの姿勢は、海外では国が積極的に公用語を母語としない子どもの語学向上に取り組んでいるのとは対照的である。国が対応を自治体任せにしてきた結果、自治体間の格差が生まれており、愛知県豊橋市のように入学直後の学習を支援する通訳を大人数確保している自治体がある一方で、日本語指導に手が回らず特別支援学級を外国製児童の受け皿としている自治体も多く存在する（日本経済新聞, 2021）。

2.6 日本の学校文化

ここまでは、主に制度上の問題を整理してきたが、最後に挙げる課題は、日本の独特な学校文化に起因する。外国人児童生徒の就学後、保護者と学校側との間で、さまざまなトラブルや行き違いが生じることが報告されているが、それは言語の違いに起因するコミュニケーションの問題だけではない。日本人保護者であれば当然馴染みのある日本の学校文化について、外国人保護者は知識が無い。例えば、「集団登下校」「掃除当番」「給食当番」といった制度や、「お道具箱」「上履き」「体育着」などの指定の持ち物規定等、日本の学校で当たり前とされている習慣は、外国人の子どもや保護者が日本の学校でまず最初に直面し戸惑うルールである。制服以外にも髪型や髪色、ピアス等の装飾品、おやつや昼食等、多くの国では各家庭で決めることとされているものが、日本では「校則」として規定されている。これらに関しては、その意図や目的に関しても外国人の保護者に対しては丁寧に説明し、理解を求めることの必要性が指摘されている（菊池, 2021）。

また、長らく移民を受け入れて来なかった日本の学校文化は、異なる文化や生活習慣を持つ子どもを排除する要素を持っていると宮島らは指摘する（宮島・太田, 2005）。教員も特別な対応を必要とする子どもたちに合わせて個別に対応するというよりも、異質性を極力排除し、「私たちのクラス」に所属する同質的な集団の一員として扱いたがる傾向があるという（志水, 2002）。このような、日本の学校の単一文化主義による同化圧力が子どもたちの適応を困難にしていると言えよう。

3 調査概要

3.1 教員フォーカスグループ

本研究の調査対象地域は、群馬県内において外国人比率が高い県南東部（前橋市、伊勢崎市、太田市、大泉町）⁵とする。これらの地域の、外国籍児童・生徒比率の高い小中学校の

⁵ これら県南東部の4つの市と町の外国人住民は、群馬県内外国人住民全体の66%を占める（群馬県庁HP「令和2年12月末時点の外国人住民数の状況」より）

教員 9 名をスノーボールサンプリング方式により選定し、2020 年 11 月にフォーカスグループインタビューを行った。9 名全員が校長もしくは教頭等の管理職についており、日本語教室等で日々現場で外国ルーツ児童生徒と関わっているわけではないものの、校内の外国籍児童生徒に関する諸課題を俯瞰できる立場にある。調査時間は 1 時間ほどで、必ずしも十分な時間とは言えないものの、現場で日々外国人児童生徒に接する教員達の生の声を聞くことが出来た。また、フォーカスグループインタビューという形式をとったことでグループメンバーの相互作用が生まれ、より現場教員の本音を掘り下げたデータを得ることが出来た。「外国にルーツを持つ児童生徒との指導において課題だと感じる点」「学校はどう対応するべきか」をテーマに、議論をしてもらった。インタビューの内容は録音をし、発言内容から調査目的に重要な情報を与える項目を抽出し、カテゴリーを作成した。

3.2 大学生フォーカスグループ

教員フォーカスグループ実施地と同じ地域にある筆者の勤務校にて、外国ルーツで日本の公教育への就学経験を持つ大学生達 6 名を選択し、インタビューへの協力を依頼した。インタビューは 2020 年 12 月に実施され、形式は教員への聞き取りと同様、相互的な意見の引き出し合いが可能なフォーカスグループインタビューとした。インタビュー項目は、日本の教育の良いと思う点は何か、日本の学校で困ったことは何か、どのようなサポートがあればよいと思うか等のテーマを設定し、筆者のファシリテートのもと自由に議論をしてもらった。参加者の属性は全員女性で、ペルー国籍 3 人、ブラジル国籍 2 人、日本国籍で母親がコロンビア人が 1 人、であった（表 1 参照）。またインタビュー当時の年齢は 21-22 歳なので、当該インタビューで得られたデータは、彼らが児童生徒として在学していた 5-10 年ほど前の現状ということになる。

表 1 調査協力学生プロフィール

ID	国籍	性別	来日時年齢	第一言語	群馬の公立 学校在籍期間
1	ペルー	女	10	スペイン	5
2	ペルー	女	1	日本	12
3	ペルー	女	2	日本	12
4	ブラジル	女	8	ポルトガル	10
5	ブラジル	女	3	ポルトガル	12
6	日本 (母コロンビア国籍)	女	日本生まれ	日本	12

4 結果

4.1 教員フォーカスグループ

4.1.1 外国にルーツを持つ児童の教育で課題だと思ふこと

「外国にルーツを持つ児童の教育に関して最も課題だと思ふことは？」という質問で、大変な課題を1つだけ選んで挙げてもらったところ、現場の教員が苦慮しているのは児童たちへの対応そのものよりも、日本の学校制度の理解促進を始めとする「保護者対応」であった。(図1参照)。言語面や文化慣習の違いに関しては、多くの先行研究が既に指摘していることであるが、保護者家庭に関する指摘が最も多いという結果となった。

次に、教員達が日々感じる課題に関してざくばらんに議論をしてもらったところ、日々の課題としては「学習に関する事」「言語に関する事」「文化や習慣に関する事」「保護者・家庭に関する事」「その他」というカテゴリーが得られた(表2)。

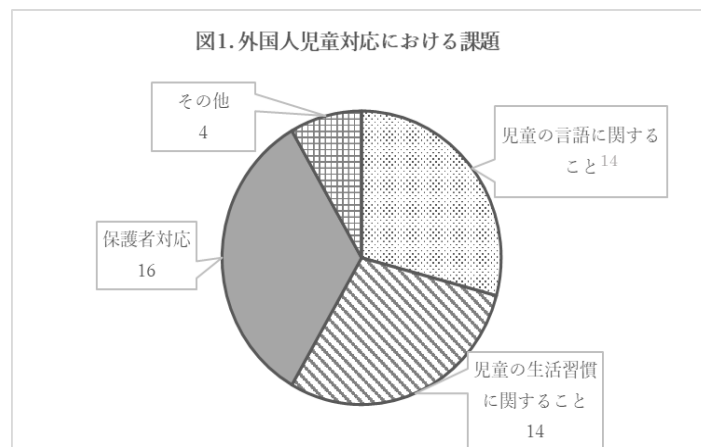


表2 教員グループインタビュー結果「外国人児童対応における課題」

カテゴリー	サブカテゴリー	コード (具体的内容)
児童生徒の言語	学習面	本人の母語となる言語が実質的にない
		教科書が読めない
		言語の壁で、指示が伝えられない
		日常言語・生活言語の習得で満足してしまい、学習言語の習得に至らない
		日本語の習得状況に応じた指導体制の整備が困難
日常生活	言語が通じないことによる児童間トラブル	
文化慣習の違い	日本の学校文化の理解不足	持ち物の不備 (体操着等)
		すぐ欠席する
		そもそも徒歩通学がルールなのに、学校の正門に車をつけて送迎をする。
		給食を食べない。弁当の持参を提案しても受け入れない。
		車で登校 (*保護者問題でもある)
	生活習慣	常識が違うので、事前に事細かな説明が必要
		欠席遅刻が多い
保護者対応		保護者が日本語を理解出来ず、情報の伝達が困難
		日本の学校制度の理解をしてもらうのが困難
		保護者が字が読めないので、個別対応に時間を取られる
		保護者が些細なことでクレームをよこす
		集金が出来ない
		日本語習得の大切さに対する保護者の意識が低く、家で宿題の協力が得られない
		日本の学校に対する理解や知識が全く無く、逐一指導が必要で担任の負担が大きくなっている
	コロナ関連	コロナ感染予防のマスクや検温の協力が得られにくい
		緊急時の周知の難しさ
	その他	
個別対応の難しさ		
外国籍児童生活支援助手との連絡調整		
キャリア教育		外国ルーツの児童生徒の将来に夢や希望を持たせたい
		高校入試を見据えた進路指導

4.1.2 教員の外国人児童生徒への対応姿勢

質問項目としては特に設定していなかったが、フォーカスグループインタビューの議論の中で、教員達の児童や保護者に対する、「日本の文化に適合して欲しい」という思いが明らかになった。外国につながる児童生徒の教育について意見を述べている最中に、以下のような発言が度々聞かれた。「なるべく日本のルールに従えるようになってほしい」「ルールに従って欲しいが、共生するのが難しい」「一時的なら縛り付ける必要もないかもしれないが、定住するならば日本のルールに従うべき」「各家庭のニーズを把握するのも大変なので、日本のルールを尊重して欲しい」「現場では、共生理念と『郷に入りては郷に従え』という考えが入り混じっている」。

これらの発言から垣間見えるのは、学校現場において日本の学校文化に同化適応して欲しいという考え方が、未だに教師たちの間には根強いということであろう。加えて、「各家庭のニーズを把握するのも大変なので」という発言からは、日本の教員が潜在的に抱える多忙さ故か、細やかな配慮をする余裕が無いことが伺える。

4.2 外国にルーツを持つ大学生フォーカスグループ

上記 4.1 では、外国人児童生徒が多く在籍する学校の教員達が抱える課題について整理したが、当の外国人児童生徒は自らの体験をどのように評価しているのだろうか。外国にルーツを持つ大学生達が、義務教育時代を振り返りつつディスカッションを行った。データ分析の結果、彼女たちが当時抱えていた共通の課題として「日本独特の学校文化への戸惑い」「同調主義に対する反発」「現行の支援に関しての希望」というカテゴリーが得られた。以下に、大学生達の生の声を挙げながら、それらについて説明をする。

4.2.1 日本独特の学校文化への戸惑い

先行研究の概要でも述べた通り、日本の教育制度や学校生活については、知っておかなければならない細かなルールや暗黙の学校文化が沢山あり、それが外国人児童生徒には混乱やスムーズな適応へのハードルとなっていたことが分かった。以下は、大学生たちの意見である。

「中学に進学した時、校則の多さに驚いた。親用の手紙も渡されたが、その時は来日してからしばらく経っていたので手紙の翻訳をしてもらえなくて、結果色んなルールを勘違いして、中学校の初日を迎えた。髪をまとめるゴムの色に指定があるなんて予想もせず、学校から受けた注意の理由を親に説明出来なかった。」

「給食の準備。白い服（注：給食着）を着て遠いところまで歩いて鍋を運んで他の子達に分まで配るなんてあり得ない。飲み物が牛乳だけというのも納得いかなかった。」

「長期休暇中の宿題の多さ。自由研究は特に困った。子どもがひとりで取り組むには難しく、親も何をすればよいか分からないので、毎年忘れたことにするか、簡単なポスターを描くかのどちらかしか無かった。結果、毎年夏休み明けには先生から怒られていた。」

4.2.2 同調主義

日本の学校の同調主義的な傾向についても複数名が挙げ、しばらく議論が続いた。具体的には以下の指摘があった。

「子どもたちは個性を発揮できないシステムだと思った。図画工作などの時、全員同じパターンでやらなければならない、似顔絵などもなぜか皆同じような顔になっていたのが不思議だった。顔は皆違うのに、同じように描くように指導された」

「同じでなければならないという主張が大きい。けれど皆と同じ、皆平等という教育を受けてきたが、どんなに頑張っても日本人と同じになれなかったので悩んだ時期が長期間あった。子どもには一人ひとり違うということを教えてあげるべきだ。」

4.2.3 保護者支援を望む学校の支援に対する希望

「どんなサポートがあれば良かったか？」という質問に対しては、自身へのサポートより、保護者支援を望む声が多かった。

「外国人の親向けの相談機関があれば良かったと思う。分からない事を気兼ねなく聞けると思うし、自分がいじめを受けていた時その相談もできたと思う。」

「生徒用の日本語教室の先生だけではなく、親用の通訳がいたら良かったと思う。三者面談は日本人父と一緒にいたが、家庭訪問の時はいつも母が対応しており、あまり理解していなかった。私の母は、日常会話くらいなら理解できるが、全く日本語が理解できない人もいたので、その人たちはもっと大変だろうと思う。保護者が気軽に依頼できる通訳に居て欲しかった。」

「日本の学校はPTAなど親が参加するイベントが多かったが、親は共働きで両親ともに忙しく、また日本語も出来ないので小中高12年を通して殆どイベントに参加出来なかった。子どもの様子や学校の仕組みを知るための良い機会での親の参加はとても大切なので、土日等の仕事が休みの時に外国人親を集めた説明会をして欲しかった。」

「学校のイベント等についてのお便りは、翻訳をするだけでなく、その背景の説明も必要。イベントや持ち物について翻訳されているが、日本の学校に通っていない親は、イ

ベントがある、持ち物が必要ということは理解しても、なぜそうなるのか、なぜそれが必要なかがわからない。例えば、社会科見学や修学旅行の時に 2,000 円だけ持って行ってもいいと先生から言われていても、外国人の親は『2,000 円では足りないだろう』という気持ちから、子どもに 5,000 円を持たせる。その時、1 番困るのは子どもだ。『5,000 円持って行きなさい』と親に怒られ、『2,000 円と言ったでしょう』と先生に怒られる。そのような事が何度もあった。日本だとそうだから、日本はそういうやり方だから、という説明をするのは子どもにとって難しいので、学校側にして欲しかった。」

5 考察

5.1 保護者啓蒙の大切さ

教師及び外国籍の大学生達へのフォーカスグループから、これまでの研究によって明らかにされている様々な課題の他、保護者対応の重要性、そして現在は保護者支援がまだ十分にされていないという実態が明らかになった。就学支援相談等、保護者を対象とした支援も実施されている一方で、外国人児童生徒の保護者への支援に関しては、改善の余地があることを意味する。なお、教員が学習指導や生活面での対応以上に、「(外国人児童生徒の) 保護者対応」に困難を感じていることは、古川 (2017) によっても指摘されている。

今回の調査から見てきたのは、外国籍児童の教育をめぐる問題の最深部には、親と教師の意思疎通が出来ていないという問題があるのではないかと、ということである。子どもの教育環境に大きな影響を及ぼす親や保護者との連携や協力は、日本人家庭でも欠かせない要素であるが、外国につながる児童の家庭となると、殊更に重要であろう。子どもにルールを説明し、子どもは日本語でそれを理解していても、「なぜ必要か」というところまでは説明が及ばず、結果日本の学校文化を理解していない保護者には学校側の真の意図が伝わり切らない。

現在都道府県や、市区町村が実施している外国人児童の教育に関する施策は以下の表 3 のとおりであるが、これらの支援事業は、日本語指導教員の加配や、担当教員の研修、学校用の受け入れ手引きや教師用マニュアル作成、及び外国人児童生徒の日本語能力指導法研修等、学校側の受け入れ、及び子どもの指導支援体制をサポートすることを目的としたものが多い。筆者によって*印が付されたものが保護者を対象とした事業であるが、これは全事業の 3 分の 1 ほどに該当するものの、都道府県が実施母体となっているケースはまだまだ少なく、各市町村区の自治体が自助努力で行っていることが伺える。

表3 都道府県・市区町村における施策

支援内容		都道府県 数	市区町村 数	保護者 対象
指導体制	1. 担当教員（常勤）の配置	14	94	
	2. 児童の母語を話せる支援員の派遣	15	378	
	3. 日本語指導の支援員	16	351	
	4. 2,3 以外の支援員等の派遣	6	103	
研修	1. 担当教員の研修	18	139	
	2. 支援員の研修	7	149	
	3. 学級担任・教科担当教員も含めた研修	13	61	
受入体制	1. 関係機関と連携した協議会等の開催	9	81	
	2. 拠点校・支援センターの設置	5	65	
	3. 日本語を指導する教室の設置	1	172	
情報提供	1. 就学・教育相談窓口の設置	6	284	*
	2. 就学ガイドブック作成・配布	8	103	*
	3. 外国人児童生徒保護者に対する修学案内	3	284	*
	4. 域内の子供の就学状況調査	6	135	
	5. 就学前の保護者への就学ガイダンス	1	117	*
	6. 就学前の子供を対象としたプレクラス	1	31	
	7. 小中学生と保護者に対する進路ガイダンス	5	97	*

出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」
を元に筆者作成

5.2 教師側の意識改革

上述のように、教師のフォーカスグループインタビューから、教員は外国人児童生徒やその保護者達に「郷に入りては郷に従え」という意識を持っていることが伺えた。外国人児童の支援は、これまでどちらかというと、日本語指導を中心とした同化教育としての性質を持っていたことが先行研究でも指摘されているが（佐久間, 2014）、今後は多様性を認めるような学校文化作りをしていくという意識が学校全体で共有される必要がある。

ここで問題なのは、外国籍児童生徒に対する日本における教育の意義の共有化がきちんとなされていないことではないだろうか。帰国の時期が明確でない外国籍児童生徒に対して日本人と同じように教育することに、教師自らがどのような意義があるのか当惑したり指導に消極的であることが先行研究から分かっている。しかし、近年の外国人居住者が出稼ぎ型から永住型に移行しつつある傾向を考えると、学校側は長期滞在を前提に児童生徒の教育を考えるべきであろう。

近年では「個別最適化学習」という能力や文化面での多様性に配慮した学習スタイルが着

目されているが、外国ルーツの子ども達の教育にもその考えは適応されるべきではないか。先行研究でも触れたように、文部科学省の有識者会議では、個々の児童の生まれ持った特性や長所を認め、社会的少数者の文化的及び学習スタイルの多様性を根幹においた多文化教育の必要性に言及している（文部科学省, 2016）。本研究の教員インタビューでは、児童生徒や保護者の日本文化への適応を求める声があがっていたが、このような考えは上述の多様性重視の考え方とは相容れないものであり、教員側の多文化共生や母語教育の必要性に関する意識改革も必要であろう。その為には、加配の教員、及び自身も外国ルーツを持つ支援員を増やし、担任の教員が多忙な中で全て自分達で負担をするようなことが無いようなシステム作りが必須であると考えられる。

6 今後の課題

本調査では、外国籍児童が多数在籍する公立学校の教員、および教育の受け手である外国につながる大学生達両方の視点から、外国にルーツを持つ児童の教育の現状と課題を探索し、これからの教育支援のあり方を検討した。まずは既存の文献や文部科学省の資料より、日本社会における外国にルーツを持つ子どもの実態を明らかにし、教育問題を整理した。次に、外国にルーツを持つ子どもの教育に携わる教員と、外国ルーツの大学生達の両方の視点から、近年の課題を洗い出した。学校現場では保護者対応に苦慮する様子が伺えたことに加え、外国につながる生徒達も、自分達への支援以上に保護者支援を手厚くして欲しいと希望していることが分かった。日本において外国籍の子どもが十分に教育を受ける機会を享受するためには、保護者に対しての日本の教育に関する情報提供や支援が必要である。外国人児童生徒の場合は、日本人生徒以上に生徒指導が教育支援の重要な側面であることから、今後は保護者への教育相談的支援を今以上に充実させることが課題であろう。また、教師への聞き取りからは、学校現場には未だに「郷に入りては…」という考えが根強いことが分かった。外国人児童に関する課題は、日本の教育への適応という面が主に強調されることが多く、弱者として支援の対象になってきたが、今後は彼らに日本の社会や学校への同化を強いる現行路線とは一線を画し、外国人児童の教育問題を新たに捉え直す必要があるだろう。なお、当初の予定では、保護者への調査が予定されていたが、コロナ禍の緊急事態宣言で協力校への出入りが限定され、保護者アンケートが叶わなかった。今後はこれらの知見をもとに、外国人保護者の教育に対する意識調査を継続する予定である。

参考文献

- 岡崎渉 (2021) 「外国人の子どもに対する教育の現状と課題 —子供の権利保障の観点から」『兵庫教育大学研究紀要』50, 68-75
- 岡田安代、近藤美苗 (2000) 「外国籍児童受け入れに関する小学校教員の意識 —愛知県公立小学校におけるアンケート調査より—」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』3, 49-56
- 外国人集住都市会議 (2012) 『外国人集住都市会議東京 2012 報告書』
(<https://www.shujutoshi.jp/2012/pdf/2012houkoku.pdf>) 2021年11月10日確認
- カミンズ, ジム (著)・中島和子 (訳著) (2011) 『言語マイノリティを支える教育』慶應義塾大学出版会
- 菊池聡 (2021) 『学級担任ための外国人児童指導ハンドブック』小学館
- 古久保さくら (2002) 「外国人多住地域の教育と国際交流活動：第1部公立学校における外国人児童・生徒の教育と学校生活：第4章教師から見た外国籍児童・生徒をめぐる教育問題」『調査と社会理論』19, 51-68
- 児島明 (2006) 『ニューカマーの子どもと学校文化』勁草書房
- 小島祥美 (2021) 『Q&A でわかる外国につながる子どもの就学支援 —「できること」から始める実践ガイド』赤石書店
- 駒井洋編 (1996) 『日本のエスニック社会』明石書店
- 佐藤郡衛 (2019) 『多文化社会に生きる子どもの教育』明石書店
- 斉藤泰雄 (2012) 「外国人児童生徒の教育をめぐる政策論の動向と展開」『国立教育政策所紀要』141, 233-246
- 佐久間孝正 (2011) 『外国人の子どもの教育問題：政府内懇談会における提言』勁草書房
- 佐久間孝正 (2014) 「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」『専修人間科学論集 社会学篇』4 (2), pp.35-45
- 佐久間孝正 (2015) 『多国籍化する日本の学校：教育グローバル化の衝撃』勁草書房
- 志水宏吉 (2002) 「学校世界の多文化化—日本の学校はどう変わるか」宮島・加納弘勝 (編) 『国際社会 2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会, 69-92
- 新藤慶 (2018) 「外国籍児童生徒の学びを支える 「家庭と学校との関係」構築に向けて —在日ブラジル人を中心とする外国籍児童生徒教育の諸研究の振り返りから—」『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』67, 231-244
- 竹内愛 (2018) 「外国人児童の教育支援のあり方：群馬県南東部を事例として」『共愛学園前橋国際大学論集』18, 91-105
- 中島和子 (2007). 「「ダブルリミテッド・一時的セミリンガル現象を考える」について」『母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 研究』3, 1-6
- 「日本語の学び、自治体任せ『支援学級』が外国籍の受け皿」『日本経済新聞』,2021

年 5 月 9 日,

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE0913A0Z00C21A5000000/>)

2021 年 11 月 18 日閲覧

福岡昌子 (2016) 「ブラジル人学校の保護者への意識調査とその子弟への日本語指導に関する研究」『三重大学国際交流センター紀要』11, 1-17

古川敦子 (2017) 「外国人児童生徒の教育において教員が感じる困難および意義に関する一考察」『共愛学園前橋国際大学論集』17, 39-50

法務省 (2021) 「令和 2 年末現在における在留外国人数について」

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00014.html) 2021 年 11 月 10 日
確認

宮島喬 (2014), 『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会, 20

森雄二郎 (2018) 「外国にルーツを持つ子どもの教育支援に関する一考察」『同志社政策科学研究』20, 89-100

文部科学省 (2016) 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について」(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373387_02.pdf) 日確認

文部科学省 (2020a) 「外国人の子どもの就学状況等調査結果 (確定値) について」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00001.htm)

2021 年 11 月 10 日確認

文部科学省 (2020b) 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 30 年度)』の結果について」

(https://www.mext.go.jp/content/20200110_mxt-kyousei01-1421569_00001_02.pdf)

2021 年 11 月 10 日確認

吉田多美子 「外国人子女の教育問題」—南米系外国人を中心に—『総合調査 「人口減少社会の外国人問題」』国立国会図書館調査及び立法考案局, 125-140

Abstract**Integrating Immigrant Children into Japanese Schools:
Issues and Challenges for an Egalitarian Educational System**

Ai Takeuchi

Japan has historically discouraged immigration and maintained a relatively homogeneous society. Minorities and foreigners were excluded for centuries – most famously under the closed-country (*sakoku*) policy that lasted from 1603 until 1867 – and they remained largely marginalized today. However, the wave of globalization that has swept through the world's industrial economies starting in the 1980s has brought ethnic diversity to Japan for the first time, and the country's evolving demographic profile has posed unprecedented challenges for its traditional egalitarian educational model. This study, based on interviews with teachers and students with foreign roots as well as observation of Japanese public schools that have seen an influx of immigrant children, presents trends and issues related to the integration of such newcomers. While issues such language proficiency of immigrant children and Japanese homogeneous and group-oriented school culture were identified as critical issues, the findings also underscore the importance of the involvement of immigrant parents. The study concludes with recommendations for future educational practices in Japan